

「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止  
に関する事務次官通知

平成20年12月26日付け総行応第39号  
総務事務次官から各都道府県知事及び各政令  
指定都市市長あて通知「定住自立圏構想推進要  
綱について」より抜粋

また、広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）及びふるさと市町村圏推進要綱（平成11年4月21日自治振第51号）については、平成21年3月31日をもって廃止することとします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村及び広域行政機構に対し、定住自立圏構想及び本通知の趣旨について周知されるようお願いいたします。

従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて

平成20年12月26日付け総行市第234号  
総務省自治行政局市町村課長から各都道府県広  
域行政圏担当部長及び各政令指定都市広域行政  
圏担当局長あて通知

昭和40年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景とし、都市及び周辺農山漁村地域を一体とした地域の振興整備を進める広域市町村圏施策が開始され、以降、社会経済情勢の変化につれて、大都市周辺地域広域行政圏を併せて、広域行政圏施策に改め、また、ふるさと市町村圏の選定・推進を図りながら、地域の振興整備が進められてきました。

近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と、少子高齢化が進行しています。また、市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域

行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況は、圏域ごとに大きく異なる様相を呈しております。

このような社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものと考えられることから、今回、廃止することとし、「定住自立圏構想推進要綱について」（平成20年12月26日総行応第39号各都道府県知事及び各指定都市市長あて総務事務次官通知）においてその旨通知されたところです。

今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこととなりますが、これまでに寄せられた意見・照会を踏まえ、下記のとおり留意事項をお示しします。

なお、各都道府県においては、貴都道府県内市町村及び従来の広域行政圏に係る広域行政機構に対して、この旨周知下さいますようお願いいたします。

## 記

- 1 今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により取り組みが行われることが適当であること。
- 2 今後、従来の広域行政圏に係る圏域の枠組みを維持していくかどうかは、各圏域を取り巻く実情を踏まえた上で、圏域を構成する関係市町村の自主的な協議によること。  
この際、関係都道府県においては、必要に応じて助言を行うなど、適切な対応が期待されるものであること。  
また、従来の広域行政圏に係る策定済みの基本構想、計画や設置済みの広域行政機構、実施中の事務の共同処理等の取扱いについては、関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されることが適当であること。
- 3 ふるさと市町村圏施策については、広域行政圏施策の廃止により廃止されるものであるが、設置済みのふるさと市町村圏基金の取扱いについては、引き続き、当該基金に係る設置条例及び平成20年1月10日付け事務連絡で示している考え方によるべきこと。
- 4 市町村間の広域連携に要する経費一般については、引き続き、標準的な財政需要として、地方交付税により所要の財政措置を講ずる予定であること。